附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の様式による書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

規　則

○国家公安委員会規則第十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、第五条第五項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第九条第十八号、第十二条の五第二項第二号、第十五条第四項及び第十五条の二第五項、同法第十五条の二第八項及び第九項、第十五条の四第二項、第三十条の八第四項及び第五項並びに第三十条の十二第二項において準用する同法第七条第一項及び第三項並びに同法第三十条の十一第三項、第三十二条の三第九項、第三十三条第一項、第三十四条第六項（同法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項、第三十九条の二第一項及び第四十五条並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

国家公安委員会委員長　小平　忠正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「使用制限」を「使用制限等」に、「・第二十一条の十一」に、「第二十九条」を「第二十六条」に、「第三十条―第三十二条」を「第二十七条・第二十八条」に、「第三節　損害賠償請求等の妨害の規制（第三十二条の二―第三十二条の四）」を「第四章の二　特定危険指定暴力団等の妨害の規制（第二十九条―第三十二条の九）」に、「―第三十九条」を「・第三十八条」に、「第四十条―第四十二条」を「第三十九条―第四十一条」に、「第四十三条―第四十五条」を「第四十二条―第四十四条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

第一条中第五十四号を第五十五号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条に規定する罪

第一条中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

第一条中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪

第一条に次の一号を加える。

五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第百七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第百九条第八号、第百十二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）又は第百十四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）に規定する罪

第五条第一号中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第四号中「指定番号及び」を「指定に係る番号（以下「指定番号」という。）及び」に改める。

第十二条中「第九条第六号の二及び第十三号」を「第九条第七号及び第十九号」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条　法第九条第十八号の国家公安委員会規則で定める施設は、ホテル又は旅館（専ら宿泊の用に供される部分を除く。）、斎場（火葬場が設けられている場合にあっては、火葬場を除く。）及びゴルフ場とする。

第十三条の二中「第十二条の五第二項第一号」を「第十二条の五第二項第二号」に改め、同条に次の一号を加える。

十六　犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十六条第一項から第三項までに規定する罪

第十四条第一項第四号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に、「第二十七条第十号及び第二十九条」を「第二十四条第十号及び第二十六条」に、「第三十二条の二第二項第八号」を「第三十二条の三第二項第八号」に改め、同条第二項中「別記様式第九号」を「別記様式第七号」に改める。

第十五条第八号中「第三十二条の二第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第七号」に改める。

第十六条第三項中「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改める。

第十七条第二項中「別記様式第十一号」を「別記様式第九号」に改める。

第十九条第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十号」に改め、同条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第三項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十二号」に改める。

第三章の章名中「使用制限」を「使用制限等」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条の見出しを「（事務所の使用制限の命令に係る標章）」に改め、同条中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第十三号」に改め、第三章中同条を第二十条とし、同条の次に次の十一条を加える。

（特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知）

第二十一条　公安委員会は、法第十五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この章、第三十六条第一項第六号及び第三十九条において同じ。）の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。

2　前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。

（特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章）

第二十一条の二　法第十五条の二第五項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十五号のとおりとする。

（特定抗争指定暴力団等の指定に係る公示事項）

第二十一条の三　法第十五条の二第八項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　指定に係る指定暴力団等の名称

二　指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三　指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所